

福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業） 募集要項

1 概要

本事業は、内閣府の「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業交付金」を活用し、東日本大震災及びそれに引き続く原子力災害からの本県の復興等に向け復興支援や被災者支援等を行う特定非営利活動法人等（以下「NPO法人等」という。）による取組を支援することにより、高い運営力を有するNPO法人等を育成し、復興や被災者の支援の促進を通して、本県のきずなの維持・再生を図ることを目的としています。

なお、本事業は、この募集要項に定めるもののほか、「福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施するものです。各要領等を熟読のうえ申請してください。

2 実施主体

ここでいう実施主体とは、次の「（１）民間非営利組織」又は「（２）協議体」のうち、補助金の対象となる事業を実施する者であって、事業計画の作成、実施、フォローアップを行う当事者であり、事業実施、事業予算の執行に最終責任を持つ者を指します。

（１）民間非営利組織

① 本県において、復興支援又は被災者支援に取り組む、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（事務所の所在地は問わない）であって、補助事業の趣旨に合致する取組を行い、次に掲げる要件に適合すること。

ア 活動を適確に遂行する意欲や能力を有していること。

イ 市民等が自発的・主体的な参画によって活動を行っていること。

ウ 資金及び活動面において自立のための支援を必要としていること。

エ 情報開示がなされていること、又は補助事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。

オ 継続的に活動を行う団体等であり、一度限りのボランティア活動等を行うものではないこと。

② 本県以外において、本県からの避難者を支援している民間非営利組織であって、補助事業の趣旨に合致する取組を行い、①のアからオに掲げる要件に適合すること。

③ なお、①又は②に該当する場合であっても、次に掲げる要件に該当する者は、本事業の補助対象者から除くものとする。

ア 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している場合

イ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く）を主たる目的とする場合

ウ 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある場合

(2) 協議体

- ① (1)の①に規定する民間非営利組織や地方自治体を構成員に含む協議体、又は、(1)の②に規定する民間非営利組織が主体となった協議体であって、補助事業の趣旨に合致する取組を行い、(1)の①に掲げる条件に加え、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 代表者が定められていること。
 - イ 民間非営利組織及び都道府県・市区町村が構成員に含まれていること。
 - ウ 事業に係る事務手続きを適正かつ効率的に行うため、協議体の規約又はそれに相当する文書において、以下の事項が定められていること。
 - a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
 - b 協議体の意思決定方法
 - c 協議体を解散した場合の地位の承継者
 - d 協議体の事務処理及び会計処理の方法
 - e その他協議体の運営に関して必要な事項
 - エ 規約又はそれに相当する文書に定めるところにより、①の手續につき、複数の者が関与する等、事務手續に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- ② なお、①に該当する場合であっても、(1)の③に掲げる要件に該当する協議体又は該当する者を構成員とする協議体は、本事業の補助対象者から除くものとする。

3 事業の要件

実施主体が行う事業であって、下記の全ての要件を満たすものを指します。

- ① 本県の復興支援や被災者支援に効果がある取組であって、NPO法人等の運営力の強化に資する他の地域のモデルとなる先駆的取組であること。
- ② 次のいずれかの取組であること。
 - ア 支援活動の実践を通じたNPO法人等の人材育成に資する取組
被災者のカウンセリング、子どものケア、地域計画、地域活性化、産業振興、文化・スポーツ振興、防災等の支援テーマに即した外部専門家の招聘や研修の実施等により、NPO法人等の専門的知見やノウハウの獲得が見込まれるもの
 - イ 支援活動を行うNPO法人等のネットワークの形成に資する取組
支援団体の運営等に関する個別指導を始めとする復興・被災者支援に関する地域間、支援団体間の情報共有やノウハウの移転等を実施するもの
- ③ 事業完了後も、継続が見込まれる取組であること。
- ④ 公益性のある地域貢献事業であり、広く地域課題の解決が図られること。
- ⑤ 地域住民のニーズが認められ、実施により地域住民の満足度が高まる事業であること。
- ⑥ 既存事業の振替ではないこと。

注 本県外において実施する本県の復興支援関係の取組（例：県外での福島県産品の販売促進の取組等）は対象外となりますので注意してください。

4 事業の実施期間

補助金の交付の決定があった日（7月上旬の予定）から平成26年3月31日までに終了する事業としてください。

5 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要となる次の経費とします。

経費区分	内 容
1 人件費	報酬、給与及び賃金等及びそれらに係る社会保険料 ※実施主体が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。
2 報償費	外部から招聘した講師等への謝金
3 旅費	出張に要する経費 ※外部から招聘した講師の旅費もこちらに該当します。
4 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
6 使用料及び賃借料	借上料、会場使用料、高速道路通行料等
7 委託料	実施主体の一員である民間非営利組織や外部への業務委託に要する費用
8 その他	① 計画策定又は募集広告に要する経費（1～7の経費区分に該当する場合は、当該経費区分に計上） ② 事業を実施するために必要かつ適切と認められる経費

注1 NPO法人等の運営に必要な経常的な経費については対象から除きます。また、補助金の交付を決定した日以前に支出した経費については、補助の対象とはなりませんので注意してください。

注2 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはなりません。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等の購入費用
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に転用が可能と認められる構築物等の修繕費用及び購入費用
- (4) 打合せ会議等に要する飲食費
- (5) 物販を行う場合にあつて、その商品の仕入れにかかる経費
- (6) 印刷物等を販売する場合にあつて、その印刷製本に要する経費
- (7) 敷金等の後日返金される経費

注3 補助対象取組を実施する場合に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとしますが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、その経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該取組の実施に当たって真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかであってかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの取組につき、その助成額の1/2以内とします。

注4 当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければなりません。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではありませんが、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければなりません。

注5 行政等による他の補助金等の制度が存在する場合には、他の補助金等の制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に限って、本事業による補助金を充てることとします。

注6 既存事業の単なる財源振替や、民間非営利組織又は協議体の営業活動との区別が不明確な事業は補助の対象外とします。

6 補助金の額等

(1) 補助金額

1事業ごとの補助金額の上限額は1,000万円、下限額は概ね100万円とします。

(2) 補助率

補助率は9/10以内とし、補助金の額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とします。

(3) 取組主体の自己負担

事業費の1/10以上とします。

注 事業完了後、実績報告書等を提出していただき、その内容により交付すべき補助金の額を確定することとなりますが、その際に確定した補助対象事業費の1/10以上を負担していただくこととなりますので、御留意ください。

- (4) 補助事業の件数
予算の範囲内での採択件数となります。

7 申請方法等

(1) 申請者

2に定める実施主体が申請してください。

(2) 申請書類

申請書類は次のとおりです。

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）
 - ② 事業計画書（第2号様式）
 - ③ 収支予算書（第3号様式）
 - ④ 団体概要書（第4号様式）
 - ⑤ 事業の主な実施区域の行政の推薦書（第5号様式）（実施主体が協議体であって、地方自治体を構成員に含む場合を除く）
 - ⑥ 施設に係るものにあつては、実施設計書
 - ⑦ 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等
 - ⑧ 添付書類
実施主体のNPO法人等の下記書類（協議体の場合は、構成するNPO法人等全て）
 - ア 定款・規約・会則等
 - イ 平成25年度の役員名簿
 - ウ 平成25年度の事業計画書
 - エ 平成25年度の収支予算書
 - ⑨ 協議体にあつては規約等
- ※ 応募様式①～⑤は、福島県文化振興課のホームページからダウンロードできます。

(3) 提出部数

原本1部と写し1部を提出してください。

(4) 申請方法

下記「提出先」へ、直接持参又は郵送の方法により提出してください。
なお、郵送の場合は必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」としてください。

◎提出先

福島県文化スポーツ局文化振興課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL024-521-7179

(5) 締切

平成25年6月10日（月） 17時（必着）

※ 郵送の場合も、締切日の17時必着です。

（6）その他

申請に係る経費は、全て申請者の負担となります。

なお、提出された申請書類は返却しません。

8 審査

（1）審査

ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会での選定を経て、知事が事業を採択します。

なお、必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング、事業内容についてのプレゼンテーションを求める場合があります。

（2）審査基準

審査基準は次のとおりです。

区 分	視 点
事業の趣旨	○本事業の趣旨に合致しているか ○東日本大震災及びそれに引き続く原子力災害からの本県の復興等に向け復興支援や被災者支援等を目的とする取組か ○中長期的な本県の復興や被災者の支援の促進を図ることが目的か ○事業の実施を通してNPO法人等の運営力が更に強化されるか
事業の必要性	○次のいずれかの取組かどうか ・支援活動の実践を通じたNPO法人等の人材育成につながるか ・支援活動を行うNPO法人等のネットワークが形成されるか
計画の的確性・実現可能性	○事業目標は過大・過小となっていないか ○計画内容は適切か ○実現可能なものとなっているか ○実施主体内の連携は十分図られているか ○事業を的確に実施するための十分な組織体制となっているか
継続性・発展性	○事業終了後も事業の継続・発展が見込めるか

普及性	○他のモデルとなるような普及性を有する取り組みか
費用の妥当性	○経費の見積りは適切か ○事業内容に見合ったものであるか ○費用対効果は高いか

(3) その他

採択した事業については、実施方法・金額などについて条件を付す場合があります。

また、予算の制約等により、一部減額して採択する場合があります。

9 事業の実施

(1) 事業の実施

採択された実施主体は、事業計画に沿って事業を実施してください。

なお、事業計画と異なる事業の実施に係る経費や、要綱に基づく手続きを経ないで実施した事業に係る経費については、補助の対象外となります。

また、本事業に係る収入及び支出は、他事業とは別の通帳で一括管理してください。

(2) 事業の変更・中止

実施主体は、やむを得ない理由により事業内容を変更する必要がある場合もしくは事業の継続が困難な場合は、事前に速やかに福島県地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を7（4）の提出先に提出してください。

なお、提出された計画と異なる事業や支出をした後に、変更承認申請を行った場合の事業変更は認められませんので注意してください。

(3) 事業の終了

実施主体は、事業完了後30日以内または平成26年4月15日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書等を県に提出してください。

なお、運営委員会は、実績報告書等を基に第三者評価を行い、これを公表します。

(4) 補助金の額の確定・精算

県は、(3)の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定します。

概算払により補助金を交付していた場合は、その精算を行います。

なお、上記6（3）に記載したとおり、自己負担額は、確定した補助対象額の1/10以上となりますので、返納が発生する場合があります。その際は、県からの指示により直ちに返納できるようにしてください。

(5) 状況報告

必要に応じて状況報告を求め、また、業務の処理状況、領収書及び出納簿等の確認及び現地調査を行う場合があります。

10 留意事項

- (1) 事業の採択結果、事業計画書、予算書、実施状況及び実績報告書等については、ホームページへの掲載やマスコミへの情報提供等により広く公開します。
- (2) 事業に参加する民間非営利組織は、補助金交付決定後3ヶ月以内に、別途指定する標準開示フォーマットを用いて団体情報（組織情報及び財務情報）を公開しなければなりません。詳細については、補助金交付決定後、別途通知します。

【実施スケジュール】

項目	日時・内容
募集期間	5月24日（金）～6月10日（月）
選考	6月下旬（予定）
補助金交付決定	7月上旬（予定）
補助金の交付	請求書受領後（概算払・精算払いずれも可） ※概算払の場合は、概算払を必要とする場合にのみ認められます。また、支払割合に限度があります。詳細は交付要綱を確認してください。
実績報告・事業評価	事業完了後30日以内または平成26年4月15日（火）のいずれか早い日まで

【問い合わせ先】

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7179

FAX 024-521-5677

E-mail bunka@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ

